

広島県開発登録簿調書

登録番号

10547-20

18.

当 初 許 可	開 発 許 可	番 号	指令廿工建 第 27 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容	
		年 月 日	昭和 48 年 1 月 12 日						
	開 発 許 可 を 受 け た 者	住 所	[REDACTED]						
		氏 名	坂々木 登枝子						
	工 事 施 行 者	住 所							
		氏 名							
	許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継	承 継 また は 受 理	番 号						
			年 月 日	昭和 年 月 日					
		承 継 し た 者	住 所						
			氏 名						
	工 事 施 行 者	住 所							
		氏 名							
		承 継 の 原 因 等							
	開 発 行 為 の 概 要	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 お よ び 地 番	佐伯郡五日市町佐方字観音崎 174-1 外 19						
開 発 面 積		1,845.97 m ²							
予 定 建 築 物 の 用 途		住 宅							
宅 地 区 画 お よ び 戸 数		4 戸							
区 域 お よ び 区 域 地 域 等 地域・地区		市街化区域 ・ 市街化調整区域 住居地域							
法 第 41 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容	◦ 建ぺい率 ◦ 高さの限度 ◦ 容 積 率 ◦ 壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)								
予 定 工 期	着 手	昭和 48 年 1 月 14 日							
	完 了	昭和 48 年 8 月 16 日							
工 事 完 了	検 査	昭和 48 年 8 月 21 日 34							
	公 告	昭和 48 年 9 月 11 日							
					備 考	着手届 48.1.24 完了届 48.8.21 検査済証 48.8.27			